



熊本県公報

号外第 7 号

平成 23 年 3 月 31 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県賞じゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程の一
部を改正する規程…………… (人事課) 2
- 熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領…………… (税務課) 2
- 熊本県税口座振替促進奨励金交付要項の一部を改正する要項…………… (") 2
- 熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する
規程の一部を改正する規程…………… (危機管理・防災消防総室) 2
- 熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱…………… (廃棄物対策課) 3
- 海区漁業調整委員会の事務所の所在地の改正…………… (水産振興課) 3
- 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部
を改正する要領…………… (監理課) 3
- 熊本県港湾管理条例別表に掲げる別に知事が定める額の改正…………… (港湾課) 4
- 熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改
正する規程…………… (建築課) 4
- 業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領…………… (管理調達課) 4
- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等
に関する要綱の一部を改正する要綱…………… (") 5
- 低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領…………… (") 5
- 熊本県公共工事請負契約約款の制定…………… (監理課) 5
- 熊本県公共関係業務委託契約約款の制定…………… (") 18
- 熊本県公共建築設計業務委託契約約款の制定…………… (") 28
- 熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の制定…………… (建築課) 37
- と畜場法施行細則様式第 1 に掲げると畜場番号の一部改正
…………… (健康危機管理課) 43
- 公有水面埋立しゅん功認可…………… (河川課) 43
- 熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正
する要項…………… (税務課) 45
- 熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改
正する要項…………… (") 45
- 公 告
- 都市公園の供用開始…………… (都市計画課) 45
- 登 載 依 頼
- 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 46
- 庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に
関する規程の一部を改正する規程…………… (") 47
- 船津ダム操作規程の一部を改正する規程…………… (") 48
- 熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程…………… (選挙管理委員会) 49
- 海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程の一部を改正す
る規程
…………… (熊本県有明海区漁業調整委員会・天草不知火海区漁業調整委員会) 49
- 熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令
…………… (議会事務局) 49
- 熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領…………… (") 49
- 熊本県病院局庁舎等防火管理規程…………… (病院局総務経営課) 50
- 熊本県病院局組織規程等の一部を改正する規程…………… (") 51
- 熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程…………… (") 52
- 庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に
関する規程の一部を改正する規程…………… (") 52
- 藤崎台県営野球場の指定管理者の指定…………… (体育保健課) 52
- 熊本武道館の指定管理者の指定…………… (") 53
- 熊本県立総合体育館の指定管理者の指定…………… (") 53
- 熊本県民総合運動公園の指定管理者の指定…………… (") 53
- 熊本県営八代運動公園の指定管理者の指定…………… (") 54
- 熊本県総合射撃場の指定管理者の指定…………… (") 54
- 熊本県教育庁の組織及び職員等の職の設置に関する規則等の一部を
改正する規則…………… (教育政策課) 54

○熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	55
○熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令	(〃)	55
○熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令	(〃)	56
○熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	56
○熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	59

告 示

熊本県告示第 3 4 9 号の 2

熊本県賞じゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県賞じゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（昭和 42 年第 1007 号の 2）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 3 項中「総務部次長」を「総務部政策審議監」に改める。
附 則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 3 4 9 号の 3

熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領（平成 22 年熊本県告示第 221 号）の一部を次のように改正する。
2 中「、法人の県民税、法人の事業税」を削る。
4 (1)ア中「「局長等」という。」を「「地域振興局長等」という。」に改める。
5 中「交付手続き等」を「交付手続等」に改め、5 (1)中「局長等」を「地域振興局長等」に、「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、5 (2)中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改める。
別記第 2 号様式中「熊本県総務部税務課長」を「熊本県総務部総務税務局税務課長」に改める。
附 則
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 3 4 9 号の 4

熊本県口座振替促進奨励金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県口座振替促進奨励金交付要項の一部を改正する要項（平成 6 年熊本県告示第 485 号）の一部を次のように改正する。
2 中「、法人県民税」及び「、法人事業税」を削り、「自動車税」の次に「に係る口座振替」を加える。
5 中「交付手続き等」を「交付手続等」に改め、5 (1)中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、5 (2)中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、「各金融機関に口座振替」の次に「促進」を加える。
別記第 2 号様式中「熊本県総務部税務課長」を「熊本県総務部総務税務局税務課長」に改める。
附 則
この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 3 4 9 号の 5

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（昭和 44 年熊本

県告示第1017号の3)の一部を次のように改正する。
 第2条第3項中「総務部次長」を「市町村局長」に、「市町村総室長及び防災消防課長」を「市町村行政課長及び消防保安課長」に改める。
 附 則
 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県告示第349号の6

熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱
 熊本県産業廃棄物指導要綱（平成5年熊本県告示第388号）の一部を次のように改正する。
 第7条第1項中「第12条第7項」を「第12条第9項」に、「第12条の2第8項」を「第12条の2第10項」に改め、同条第9項中「第12条第6項」を「第12条第8項」に、「第12条の2第6項」を「第12条の2第8項」に改める。
 別記第5号様式中「「環境生活部廃棄物対策課」」を「環境生活部環境局廃棄物対策課」に改める。
 附 則
 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県告示第349号の7

昭和25年9月30日熊本県告示第475号（海区漁業調整委員会の事務所の所在地）を次のように改正し、平成23年4月1日から適用する。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県有明海区漁業調整委員会の事務所
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部水産局水産振興課内
 天草不知火海区漁業調整委員会の事務所
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部水産局水産振興課内

熊本県告示第349号の8

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領
 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年3月19日熊本県告示第243号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」に改め、同条第2項中「別表第2第4号」を「別表第3」に改める。
 第4条第2項第1号中「別表第1各号又は別表第2各号」を「別表各号」に改める。
 第11条第1項中「土木部次長」を「土木部政策審議監」に、「農林水産部次長」を「農林水産部政策審議監」に改める。
 別表第2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。
 別表第2の次に次の1表を加える。
 別表第3 暴力団等の排除に関する措置基準

程 度	期 間
(暴力団又は暴力団員等との関係) 1 次のいずれかに該当するものとして警察本部長から県工事等からの排除要請があり、明らかに請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が暴力団員等である場合又は暴力団関係者が実質的に経営に関与している場合。 (2) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ、県発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで

<p>(暴力団又は暴力団員等への利益供与等)</p> <p>2 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、県工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県工事等の契約の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(2) 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「役員等」という。）が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(暴力団又は暴力団員等の利用等)</p> <p>3 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、県工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力員等を利用したとき。</p> <p>(2) 役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(暴力団排除条例違反行為)</p> <p>4 熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）に違反し、県工事等の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内</p>

- 附 則
- この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
 - この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

熊本県告示第 349 号の 9
 平成 4 年 7 月 29 日熊本県告示第 543 号（熊本県港湾管理条例別表に掲げる別に知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
 平成 23 年 3 月 31 日
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 2 の表備考 2 中「土木部港湾課」を「土木部河川港湾局港湾課」に改める。

熊本県告示第 349 号の 10
 熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成 23 年 3 月 31 日
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する規程
 熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程（平成 20 年熊本県告示第 104 号の 3）の一部を次のように改正する。
 第 2 条中「土木部建築課」を「土木部建築住宅局建築課」に改める。
 附 則
 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 349 号の 11
 業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。
 平成 23 年 3 月 31 日
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領
 業務委託契約等に係る業者選定要領（平成14年熊本県告示第805号）の一部を次の
 ように改正する。
 第2条第1項第1号中「部次長（政策審議監及び部内局長を含む。以下同じ。）及び当該部（局）長」を「政策審議監及び部内局長」に改め、「又は熊本県庁処務規程に定めると
 該部（局）長の特例に関する規程（平成22年熊本県訓令第40号。以下「特例処務規程」と
 いう。）」を削り、「次長専決事項又は政策審議監及び部内局長専決事項」を「政策審議
 監及び部内局長専決事項」に、「部長」を「部（局）長」に改め、同項第2号中「特例
 処務規程」を削り、同号ア及びイ中「部次長」を「政策審議監又は部内局長」に改め、同
 条第2項中「総室・室・」を削り、同条第3項中「特例処務規程」を削る。
 附 則
 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県告示第349号の12

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部
 を改正する要綱を次のように定める。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一
 部を改正する要綱
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成1
 8年熊本県告示第521号）の一部を次のように改正する。
 別表中「熊本県薬務衛生課」を「熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課」に、「熊本県下
 水環境課」を「熊本県土木部道路都市局下水環境課」に、「熊本県危機管理・防災消防総
 務課」を「熊本県総務部市町村局消防保安課」に、「熊本県廃棄物対策課」を「熊本県環境
 生活部環境局廃棄物対策課」に、「熊本県健康危機管理課」を「熊本県健康福祉部健康危
 機管理課」に改める。
 附 則
 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県告示第349号の13

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領
 低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号）の一部を次のように
 改正する。
 6の（2）中「事業担当部局次長（政策審議監及び部内局長を含む。）」を「政策審議
 監、部内局長」に改め、同条第2号中「総室・室・」を削る。
 附 則
 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県告示第349号の14

熊本県公共工事請負契約約款を次のように定める。なお、熊本県公共工事請負契約約款
 （平成8年熊本県告示第465号）は、廃止する。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共工事請負契約約款
 （総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図
 書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同
 じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする
 工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に
 引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方
 法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、
 受注者がその責任において定める。
 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなけれ
 ばならない。
 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別

- の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全行の行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- （関連工事の調整）
- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- （工程表及び請負代金内訳書）
- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めたときは、これに、応じなければならない。
- 3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- （契約の保証）
- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供としての行われたいものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求する等ができる。
- （権利義務の譲渡）
- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による部分払のたのめ確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （一括委任又は一括下請負の禁止）
- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- （下請負人の通知）
- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- （特許権等の使用）
- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等、対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- （監督員）
- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定める

ところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれ監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づき発注者の権限の一部を委任するにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。
- 6 この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰する。（現場代理人及び主任技術者等）
- 第10条 受注者は、現場代理人、主任技術者及び専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者及びその氏名を同一の事項を発注者に通知し設置し、設計図書に定めるところを要する。）を以て、以下同じ。）を定めて工事現場に設置しなければならない。これらの変更し、たときも同様とする。その必要な事項を発注者に通知し、設計図書に定めるところを要する。
- 2 この契約による工事が、建設業法第26条第2項の規程に該当する場合には、前項中「主任技術者」とあるのは、「監理技術者」とする。該当する場合には、前項中
- 3 この契約による工事が、建設業法第26条第3項の規程に該当する場合には、第1項とは異なる規定により設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者と受けておかなければならない。
- 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と連絡の体制が確保されることが認められる場合には、現場代理人について工事現場に常駐を要しないこととする。
- 6 受注者は、第4項の規定にかかわらず、自ら行使し得る権限のうち現場代理人に委任せしめなければならない。当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 7 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- （履行報告）
- 第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。
- （工事関係者に関する措置請求）
- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者（これらと現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらと現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。（工事材料の品質及び検査等）
- 第13条 工事が明示された品質にない場合においては、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合においては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものとして指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならぬ。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行つた日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)
第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができ、受注者は、これを拒むことができない。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)
第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の損害を除く。) につきは、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)
第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しななければならない。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴って生じた騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)
第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるもの)に引致する事由(「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済み工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定による損害の状況を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済み工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるもの)に係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとして償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の

- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合に、受領済みの前払金額が減額後（請負代金額の10分を超えなければならぬ）を返還しなす。ただし、発注者は、その超過額を控除することにより、前項の期間内に前払金額の超過額を返還する前に、さらに請負代金額を増額した場合には、受注者は、その超過額を返還しないもとの増額後の請負代金額が、前項の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 7 前項の期間内に前払金の超過額を返還する前に、さらに請負代金額を増額した場合には、受注者は、その超過額を返還しないもとの増額後の請負代金額が、前項の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）
 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）
 第36条 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）
 第37条 受注者は、工場の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とする）を指定したものに限り、相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までの定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超えることができない。

請負代金の額	1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上
前金払（中間前払金を含む）をしない場合	2回	3回	4回	5回
前金払（中間前払金を含まない）をしない場合	1回	2回	3回	4回
前金払（中間前払金を含む）をする場合	1回	1回	2回	3回

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認は速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があれば、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。
 部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × { 9 / 10 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による発注者の解除権）

第44条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 発注者が、受注者がこの契約に関して、違法行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による審決（同法第67条第2項に該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行ない、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により確定したとき。

(3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（その他の発注者の解除権）

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第44条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除く他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該部分払引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最大限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしていないときは、その部分払において償却した前払金の額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。第44条又は第44条の2の規定による金額にあっては、その余剰額は、受注者前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定による場合にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損傷したときは、若しくは出来形部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているものを除き、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理

3 委託者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなれば、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をこの限りでない。ただし、受託者がその瑕疵を知っていたときは、

4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)
第4項の場合に於いては、委託者は、受託者に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、委託者は、業務委託料の支払を受けることができない。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第38条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(委託者委託解除権)
第43条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 管理技術者又は設計図書に定められた場合において照査技術者を配置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第45条第1項の規定によらぬこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受託者が次のいずれかに該当するときは、

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約、その他の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者に指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による委託者の解除権)
第43条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」という。)第49条第1項の規定による審決(同法第67条第2項に規定する審決)が行われ、当該審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」という。)第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金の納付が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。

(3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、

- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- (指示等及び協議の書面主義)
- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行われなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができ、この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- (業務工程表の提出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に設計仕様書に基づいて業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計仕様書が変更された場合において、委託者ができる必要がある場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (契約の保証)
- 第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が事実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたいものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができる。
- (権利義務の譲渡等)
- 第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (秘密の保持)
- 第6条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (著作権の帰属)
- 第7条 成果物(第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第11条までにおいて同じ。)又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利(以下、第7条から第11条までにおいて「著作権等」という。)は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。
- (著作物等の利用の許諾)
- 第8条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。
- (1) 成果物を利用して建築物を1棟(成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ)完成すること。
- (2) 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広

- 報等のために必要なる範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をその対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。
- 2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他媒体により表現すること。
- (2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- (著作者人格権の制限)
- 第9条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。
- 2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。
- 3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
- (著作権等の譲渡禁止)
- 第10条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の侵害の防止)
- 第11条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを、委託者に対して保証する。
- 2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- (一括再委託等の禁止)
- 第12条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計仕様書において指定した、軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- (特許権等の使用)
- 第13条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用者がその履行方法を指定した場合において、設計仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- (監督員)
- 第14条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。
- 2 監督員を交更したときも、同様とする。
- 3 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び設計仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれ監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
- (管理技術者)
- 第15条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権利を行使することができる。

- きる。受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せしめ、自ら行使しなればならない。この場合、当該権限の内容を委託者に通知し、管理技術者等に対する措置請求（管理技術者等には、管理技術者又は受託者の使用人若しくはその業務の実施につき著しく不適当と認めらるべきことを請求する）を求めなければならない。この場合、当該請求に係る事項については決定し、受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、委託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合、当該請求に係る事項については決定し、受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。
- 第17条 受託者は、設計仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。
- 第18条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計仕様書に定めるところによる。受託者は、貸与品等の引渡しを受けるときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。受託者は、貸与品等を善い管理し、かつ、業務の完了、設計仕様書の変更等によつて受託者は、なご意又は委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代え、委託者の指定期間内には賠償しない場合の修補義務（設計仕様書と業務内容が一致しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該委託者は、必要と認めるときは、費用を負担しなければならない。）を要する。この場合、当該請求に係る事項については決定し、受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。
- 第19条 受託者は、業務の内容が設計仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該委託者は、必要と認めるときは、費用を負担しなければならない。
- 第20条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に對する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があるときは、委託者は、設計仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があるとき認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 第21条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第23条において「設計仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、

りでない。
 (履行遅滞の場合における損害金等)
 第41条 受託者は、委託料を控除した額につき、遅延日数に
 2 前項の損害金の額を、業務委託料から第37条の規
 託料を控除した額につき、遅延日数に
 3 委託者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第37条において準用する場
 合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受
 領金額を委託者に請求することができる。
 (委託者の解除権)
 第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除す
 ることができる。
 (1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認め
 られるとき。
 (2) 管理技術者を配置しなかったとき。
 (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達
 成することができないと認められるとき。
 (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはそ
 の役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員によ
 る不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定
 する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められると
 イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定す
 る暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与
 ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を
 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな
 ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
 オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め
 られるとき。
 2 委託者は、受託者が、第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出た
 とときは、この契約を解除することができる。
 3 第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委
 託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わな
 ければならない。
 4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の
 提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当
 することができる。
 (談合その他不正行為による委託者の解除権)
 第42条 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当すると
 きは、この契約を解除することができる。
 (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取
 引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第
 49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定
 による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の
 審決を除く。)を行ない、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。
 (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項
 の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定
 により確定したとき。
 (3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、
 独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求
 棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 (4) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明
 治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。
 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項による解除の場合に準用する。
 (その他の委託者の解除権)
 第43条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第42条第1項及び第2項又は前条第
 1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼした
 とときは、その損害を賠償しなければならない。
 (受託者の解除権)
 第44条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること
 ができる。

らない。
 (契約外の事項)
 第50条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

附 則
 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県告示第349号の17

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款を次のように定める。なお、熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款(平成22年熊本県告示第343号)は、廃止する。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款
 (総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、工事監理業務委託仕様書(仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に遵守する質問回答書(以下「工事監理仕様書」という。))に従い、日本国の法令を以てこの契約(この約款及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しななければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の委託業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、委託者は、契約書記載の業務委託料(以下「業務委託料」という。)を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受託者又は第9条に定める受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この約款若しくは工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段はその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。
 (指示等及び協議の書面主義)
- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
 (業務計画書の提出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「業務計画書の再提出の請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
 (契約の保証)
- 第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が事実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わって担保の提供としての行われず、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができる。
- （権利義務の譲渡等）
- 第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （秘密の保持）
- 第6条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受託者は、委託者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- （一括再委託等の禁止）
- 第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。
- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。
- 3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- （監督員）
- 第8条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。
- 2 監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、工事監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び工事監理仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれ監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示、承諾、回答又は協議は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
- （管理技術者）
- 第9条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
- （管理技術者等に対する措置請求）
- 第10条 委託者は、管理技術者又は受託者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受託者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

- し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。委託者に対し、委託者は、監督員がその職務の執行につき、必要措置をとるべきことを請求することとする。その理由を明示した書面により、必要措置をとるべきことを請求することとする。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。
- 第11条 受託者は、工事監理仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しななければならない。
- 第12条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、工事監理仕様書に定めるところによる。
- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けるときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもち管理しなければならない。
- 4 受託者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等受託者よって不都合又は過失等貸与品等を委託者に返還しななければならない。
- 5 受託者は、返還に代えて損害賠償を指示しななければならない。返還が不可避なときは、返還に代えて損害賠償を指示しななければならない。返還が不可避なときは、返還に代えて損害賠償を指示しななければならない。
- 第13条 受託者は、業務の内容が工事監理仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者の協議の範囲内ならぬ場合において、監督員がその履行を請求したときは、よめらるべき他の委託者の責めを帰すべし、委託料を必要とする費用を負担しななければならない。
- 第14条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しななければならない。
- (1) 仕様書、現場説明書及びこれらを図書に係る品質問回答書が一致しないこと（これら優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 工事監理仕様書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 工事監理仕様書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。指示する必要がある受託者は、当該指示を含む結果（ことごとく調査の終了後14日以内）に、その結果を理由とするときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上で、当該期間を延長する必要がある。
- 4 委託者は、前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があるとき認められるときは、工事監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があるとき認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしななければならない。
- 第15条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があるとき認めるときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第17条において「工事監理仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があるとき認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しななければならない。
- 第16条 委託者は、必要があるとき認められるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務全部又は一部を一時的に中止せしめることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により業務を一時的に中止した場において、必要があるとき認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時的中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しななければならない。
- 第17条 受託者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法そ

1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)
 第35条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第15条の規定により工事監理仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除の効果)
 第36条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第27条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)
 第37条 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならぬ。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条又は第33条によるときは委託者が定め、第34条又は第35条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定め、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)
 第38条 受託者は、第33条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第33条第1項第4号のうち、受託者について刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)
 第39条 委託者は、受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3.1パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺できることとし、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年3.1パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(保険)
 第40条 受託者は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(契約外の事項)

第41条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

附 則
 この約款は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県告示第349号の18
 昭和43年1月9日熊本県告示第6号（と畜場法施行細則様式第1に掲げると畜場番号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から適用する。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表中「人吉球磨広域行政組合食肉センター」を「全国開拓農業協同組合連合会人吉食肉センター」に改める。

熊本県告示第349号の19
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり

公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 しゅん功認可年月日
平成23年3月30日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

- (1) 熊本市水前寺六丁目18番1号
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- (2) 上天草市大矢野町上1514番地
上天草市長 川端祐樹

3 埋立区域

(1) 位置

(二工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守3384、3383、3380、3379の2及び3379の1、字石崎3359の3、3359の1、3362、3357の1、3357の2及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 区域

(二工区)

次の各地点のうち、④②の地点から48度52分56秒500.00メートル地点を円弧、②⑥の地点から②①の地点までを順次に結んだ線、②①の地点から111度48分38秒395.50メートル地点を円弧、②①の地点から①①の地点までを順次に結んだ線、①①の地点と②⑦の地点を結ぶ西側の円弧、②⑦の地点から③⑥の地点までを順次に結んだ線、③⑥の地点から103度02分56秒407.50メートル地点を円弧及び③⑦の地点から④②の地点までを順次に結んだ線により囲まれた区域

④②の地点	基点から	227度41分28秒	1.	340.73	メートルの地点
②⑥の地点	④②の地点から	130度10分28秒	12.	36	メートルの地点
②⑤の地点	②⑥の地点から	206度14分45秒	1.	44	メートルの地点
②④の地点	②⑤の地点から	205度33分36秒	9.	52	メートルの地点
②③の地点	②④の地点から	204度42分06秒	9.	52	メートルの地点
②②の地点	②③の地点から	203度40分24秒	9.	52	メートルの地点
②①の地点	②②の地点から	202度17分26秒	9.	74	メートルの地点
②①の地点	②①の地点から	197度25分46秒	60.	42	メートルの地点
①⑨の地点	②①の地点から	192度20分01秒	9.	29	メートルの地点
①⑧の地点	①⑨の地点から	191度11分11秒	9.	52	メートルの地点
①⑦の地点	①⑧の地点から	190度09分27秒	9.	52	メートルの地点
①⑥の地点	①⑦の地点から	189度17分59秒	9.	52	メートルの地点
①⑤の地点	①⑥の地点から	188度36分49秒	9.	52	メートルの地点
①④の地点	①⑤の地点から	188度06分15秒	9.	52	メートルの地点
①③の地点	①④の地点から	187度45分52秒	9.	52	メートルの地点
①②の地点	①③の地点から	187度35分38秒	9.	52	メートルの地点
①①の地点	①②の地点から	187度33分57秒	25.	43	メートルの地点
②⑦の地点	①①の地点から	321度54分55秒	16.	78	メートルの地点
②⑧の地点	②⑦の地点から	7度33分58秒	13.	70	メートルの地点
②⑨の地点	②⑧の地点から	7度35分40秒	9.	66	メートルの地点
③①の地点	②⑨の地点から	7度46分08秒	9.	66	メートルの地点
③②の地点	③①の地点から	8度06分58秒	9.	66	メートルの地点
③③の地点	③②の地点から	8度37分57秒	9.	66	メートルの地点
③④の地点	③③の地点から	9度19分08秒	9.	66	メートルの地点
③⑤の地点	③④の地点から	10度10分57秒	9.	66	メートルの地点
③⑥の地点	③⑤の地点から	11度12分25秒	9.	66	メートルの地点
③⑦の地点	③⑥の地点から	12度20分35秒	9.	43	メートルの地点
③⑧の地点	③⑦の地点から	17度25分46秒	62.	26	メートルの地点
③⑨の地点	③⑧の地点から	22度17分05秒	9.	88	メートルの地点
④①の地点	③⑨の地点から	23度39分09秒	9.	66	メートルの地点
④②の地点	④①の地点から	24度40分36秒	9.	66	メートルの地点
④③の地点	④②の地点から	25度32分27秒	9.	66	メートルの地点

(3) 面積

(二工区) 2, 383.61平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許年月日及び指令番号

平成18年7月14日 熊本県指令河第12号

6 関係図書の閲覧

上天草市において、しゅん功認可の告示の日から起算して10年間備え置くものとす

る。

熊本県告示第 349 号の 20

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項
熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項（昭和 49 年熊本県告示第 540 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条中「課税地の地域振興局長等」を「当該特別徴収義務者に係る徴収事務を管轄する地域振興局長等」に改める。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 349 号の 21

熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項
熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項（平成 18 年熊本県告示第 419
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「課税地の地域振興局長等」を「当該特別徴収義務者に係る徴収事務を管轄する地域振興局長等」に改める。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

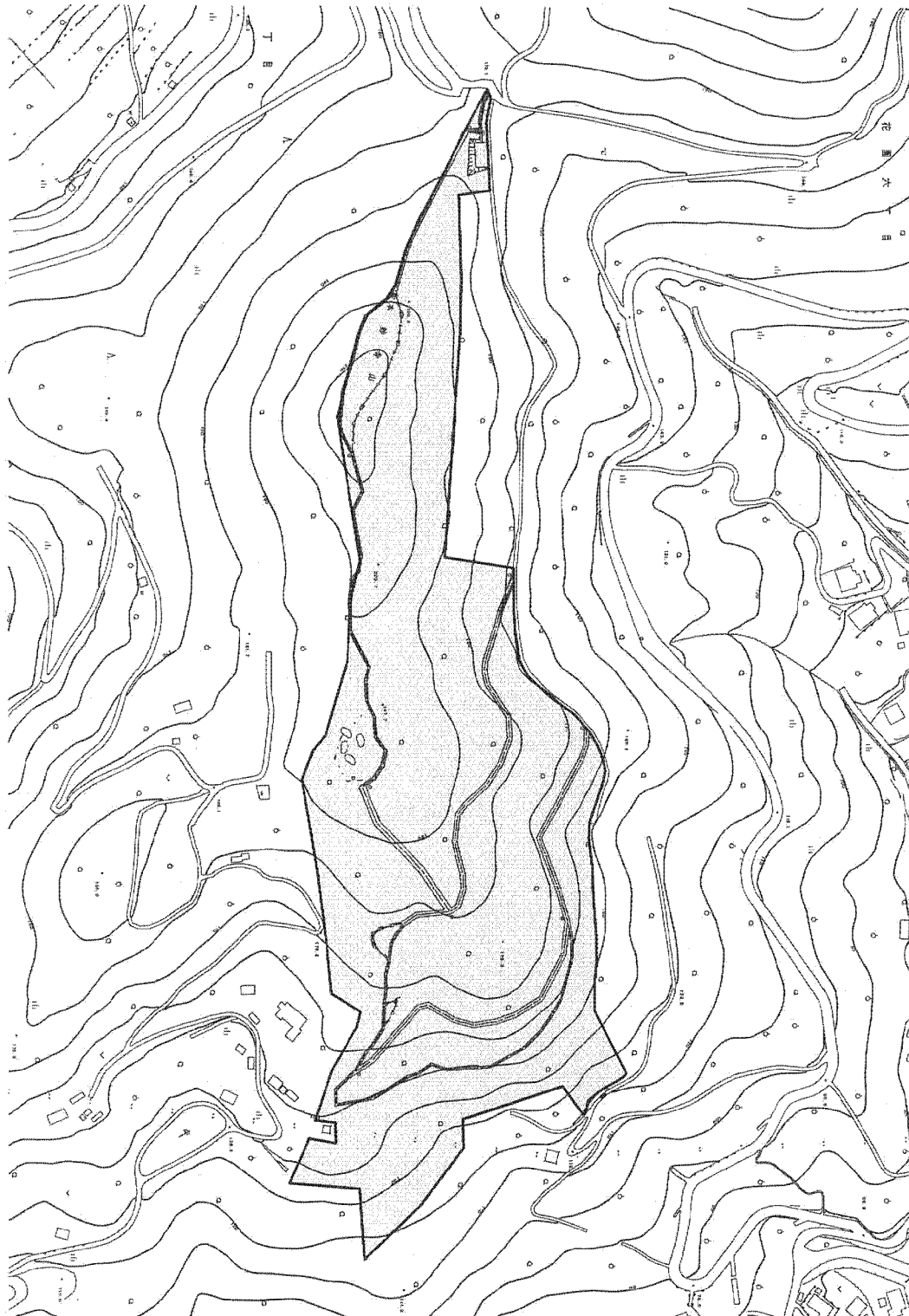
熊本県公告第 160 号の 2

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 本妙寺山緑地公園
- 2 位置 熊本市花園 6 丁目地内
- 3 区域



- 4 面積 6.9ヘクタール
- 5 供用開始の期日 平成23年4月1日

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第5号
熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程（平成 20 年熊本県公営企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「知事部局総務部総務事務センター」を「知事部局総務部総務税務局総務事務センター」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 7 号

船津ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

船津ダム操作規程の一部を改正する規程
船津ダム操作規程（昭和 45 年熊本県公営企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「土木部河川課」を「土木部河川港湾局河川課」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 17 条第 1 項）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	船津調整池水位観測所	下益城郡美里町涌井字折立（船津ダム）	有線遠隔自記水位計	毎日 1 回（洪水時洪水警戒時及び予備警戒時においては 60 分毎に 1 回）	流入量は第 9 条の測定により、観測の結果に基づき算定する。
降水量	船津調整池雨量観測所	下益城郡美里町涌井字折立	自記雨量計	〃	
〃	緑川貯水池雨量観測所	下益城郡美里町畝野	自記雨量計	〃	
〃	尾野尻雨量観測所	上益城郡山都町尾野尻字西高山	ロボットテレメーター雨量計	〃	
〃	稲生野雨量観測所	上益城郡山都町御所字下稲生野 1542 の 1	〃	〃	
〃	内大臣雨量観測所	上益城郡山都町内大臣	〃	〃	
〃	矢部雨量観測所	上益城郡山都町下市字松出 236 の 1	〃	〃	
貯水位、流入量及び総放流量	緑川貯水池水位観測所	下益城郡美里町畝野	有線遠隔自記水位計	毎日 1 回（洪水時洪水警戒時及び予備警戒時においては 60 分毎に 1 回）	流入量は第 9 条の測定により、観測の結果に基づき算定する。
水位	津留水位観測所	上益城郡山都町津留 983	ロボットテレメーター水位計	〃	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第15号

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成23年3月31日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
熊本県選挙管理委員会規程（昭和51年熊本県選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第3項中「推薦」を「推選」に改める。
- 第10条第2項中「市町村総室長」を「市町村行政課長」に、「市町村総室副総室長」を「市町村行政課課長補佐」に改める。
- 同条第4項中「市町村総室」を「市町村行政課、市町村財政課」に改める。
- 第16条中「別表第1」を「別表第2」に、「別表第2」を「別表第3」に改める。

附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号
天草不知火海区漁業調整委員会告示第1号

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山 行男
天草不知火海区漁業調整委員会会長 板崎 清

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程の一部を改正する規程（平成21年熊本県有明海区漁業調整委員会告示第2号及び平成21年天草不知火海区漁業調整委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第2項中「熊本県農林水産部水産振興課内」を「熊本県農林水産部水産局水産振興課内」に改める。

附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県議会訓令第1号

議会事務局

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県議会議長 小杉 直

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県議会事務局の組織等に関する規程（昭和36年議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

- 第4条、第5条の2第2項及び第6条第3項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改める。

附 則
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県議会告示第2号

議会事務局

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県議会議長 小杉 直

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領
熊本県議会委員会傍聴取扱要領（平成13年熊本県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

- 様式第1号中「総務審議員」を「審議員」に改める。

附 則
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県病院局管理規程第1号

熊本県病院局庁舎等防火管理規程を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

熊本県病院局庁舎等防火管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、庁舎等及び公の施設の防火管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「庁舎等」とは、熊本県病院局庁舎管理規程（平成20年熊本県病院局管理規程第9号。以下「庁舎管理規程」という。）第2条に規定するものをいう。

2 この規程において「庁舎等管理者」及び「室管理者」とは、それぞれ庁舎管理規程第3条及び第4条に規定する者をいう。

第2章 組織

(防火管理者)

第3条 庁舎等にそれぞれ防火管理者1人を置く。

(火元責任者)

第4条 庁舎等の事務室、その他の室及び湯沸場、階段その他の共用部分（以下「各室等」という。）に火元責任者及び副火元責任者を置く。

2 室管理者は、その管理に属する室の火元責任者及び副火元責任者を定め、防火管理者に届け出なければならない。

3 湯沸場、階段その他の共用部分の火元責任者及び副火元責任者は、庁舎等管理者が指名する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず会議室を使用する場合における当該会議室の火元責任者は、その使用責任者とする。

(自衛消防隊)

第5条 本庁及び知事が別に指定する庁舎等に自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織の編成、実施要領の作成その他自衛消防上必要な事項は、別に定める。

(庁舎等管理者の防火管理上の職務)

第6条 庁舎等管理者は、防火管理上の措置及び消防設備等（消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の整備について必要な指揮を行なうものとする。

(防火管理者の職務)

第7条 防火管理者は、次の職務を行なうものとする。

- (1) 消防計画を作成すること。
- (2) 消火、通報及び避難の訓練を実施すること。
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- (4) 火気物品等の使用又は取扱いについて、指揮及び監督をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか防火管理上必要な業務

(室管理者の防火管理上の職務)

第8条 室管理者は、その管理に属する事務室、その他の室にかかる初期消火活動及び非常持出活動のため必要な組織の編成及び実施要領の作成、火災発生時における職員の指導並びに防火管理上必要な措置を講じなければならない。

(火元責任者の職務)

第9条 火元責任者は、その責任に属する各室等の防火管理について次の職務を行なうものとする。

- (1) 火気物品等の使用又は取扱いについて、実地に指導及び監督をすること。
- (2) 消防用設備等の点検及び整備をすること。
- (3) 退庁時に、火気物品等の安全を確認すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか防火管理上必要な措置をすること。

2 副火元責任者は、火元責任者を補佐し、火元責任者に事故あるときは、その職務を代行しなければならない。

(巡視等の防火管理上の職務)

第10条 巡視又は当直員は、庁舎等に火災が発生した場合は、初期消火に努めるとともに、消火機関並びに庁舎等管理者及び防火管理者への通報その他消火上必要な緊急措置を講じなければならない。

(職員の義務)

第11条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 庁舎等において火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、他の職員と協力して初期消火に努めること。
- (2) 勤務時間外において庁舎等に火災が発生したことを知ったときは、すみやかに登庁し、上司の指示を受け、消防活動に従事すること。
- (3) 防火に関する知識及び技術の習得に努めること。

第3章 防火措置

(改善措置)

第 1 2 条 室管理者（共用部分にあつては当該火元責任者）は、当該各室等について防火管理上改善を要する事項がある場合は、すみやかに防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は、当該庁舎等について防火管理上改善を要する事項がある場合は、すみやかに庁舎等管理者に報告しなければならない。
（火気物品等の使用）

第 1 3 条 庁舎等において火気物品等を使用しようとする者は、防火管理者を経て庁舎等管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、許可に付された使用上の条件を遵守しなければならない。

第 4 章 防火対策委員会
（防火対策委員会の設置）

第 1 4 条 庁舎等の防火管理に関する次に掲げる事項を調査審議するための防火対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 防火計画に関すること。
- (2) 消防用設備等の改善に関すること。
- (3) 防火上の調査及び研究に関すること。
- (4) 防火思想の普及及び昂揚に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の防火管理に関し必要な事項

（委員会の組織）

第 1 5 条 委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、知事が別に指定する職にある者をもって充てる。
（委員会の会議等）

第 1 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の運営については、委員長が別に定める。

3 委員会に関する庶務は、総務部総務税務局管財課において行なう。

第 5 章 雑則
（雑則）

第 1 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 熊本県庁舎等防火管理規程（平成 2 0 年熊本県病院局管理規程第 1 9 号）は、廃止する。

熊本県病院局管理規程第 2 号

熊本県病院局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

熊本県病院局組織規程等の一部を改正する規程

（熊本県病院局組織規程の一部改正）

第 1 条 熊本県病院局組織規程（平成 2 0 年熊本県病院局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

「首席病院事業審議員」を「首席審議員」に、「病院事業審議員」を「審議員」に改める。

第 4 条 第 7 項中「局に」の次に「総院長、」を加える。

第 5 条 中第 1 4 項を第 1 5 項とし、第 8 項から第 1 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 総院長は、管理者の命を受け、病院事業に関する重要な特命事項を処理する。

（熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部改正）

第 2 条 熊本県病院局職員の職の設置に関する規程（平成 2 0 年熊本県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項中「別表第 3 に掲げる」を「管理者が別に定める」に改める。

別表第 1 中「首席病院事業審議員」を「総院長
首席審議員」に、「病院事業審議員」を「審

議員」に改める。

別表第 3 を削る。

（熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部改正）

第 3 条 熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成 2 0 年熊本県病院局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「

首席病院事業審議員	4 種
-----------	-----

」を「

総院長	2 種
首席審議員	4 種

」に、「病院事業審議員」を「審議員」に改める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県病院局管理規程第 3 号

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程
熊本県病院局会計規程（平成 20 年熊本県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条中「支払は、」の次に「現金又は出納取扱金融機関を支払人とする」を加え、後段を削り、次の 1 項を加える。

2 企業出納員は、前項の小切手を振り出したときは、これを出納取扱金融機関に通知しなければならない。

第 40 条第 1 項中「を受取人とする小切手を振り出」を「に必要な資金を交付」に改め、同条第 2 項中「小切手及び小切手振出済通知書に」及び「添付して」を削る。

第 42 条中「企業出納員は、出納取扱金融機関」の次に「又は第 7 条第 2 項に規定する金融機関」を加え、「を受取人とする小切手を振り出し、出納取扱金融機関に」を「に通知して、」に改める。

第 104 条第 1 項中「2 人」を「原則として 3 人」に改め、「ただし」の次に「、当該契約を履行できる相手方が 2 人しかないときはその 2 人から見積書を徴することとし」を加え、「1 人」を「1 人」に改め、同条第 2 項第 3 号を削る。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県病院局管理規程第 4 号

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程（平成 20 年熊本県病院局管理規程第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総務部」の次に「総務税務局」を加える。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会告示第 2 号

藤崎台県営野球場条例（昭和 35 年熊本県条例第 36 号）第 10 条第 1 項の規定により藤崎台県営野球場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
藤崎台県営野球場	熊本市平山町 277 6 番地	財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ（株）グループ 代表者 財団法人熊本県スポーツ振興事	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

業団 理事長 中村
和道

熊本県教育委員会告示第 3 号

熊本武道館条例（昭和 46 年熊本県条例第 62 号）第 10 条第 1 項の規定により熊本武道館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本武道館	熊本市水前寺五丁目 2 3 番 2 号熊本武道館内	財団法人熊本県武道 振興会 理事長 紫垣正良	平成 23 年 4 月 1 日から平 成 28 年 3 月 31 日まで

熊本県教育委員会告示第 4 号

熊本県立総合体育館条例（昭和 57 年熊本県条例第 33 号）第 10 条第 1 項の規定により熊本県立総合体育館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立総合体育館	熊本市平山町 2776 番地	財団法人熊本県スポ ーツ振興事業団・ミ ズノ（株）グループ 代表者 財団法人熊 本県スポーツ振興事 業団 理事長 中村 和道	平成 23 年 4 月 1 日から平 成 28 年 3 月 31 日まで

熊本県教育委員会告示第 5 号

熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）第 16 条第 1 項の規定により熊本県民総合運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県民総合運動公園	熊本市平山町 277 6 番地	財団法人熊本県スポ ーツ振興事業団・ミ ズノ（株）グループ	平成 23 年 4 月 1 日から平 成 28 年 3 月

	代表者 財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 中村和道	31日まで
--	-------------------------------	-------

熊本県教育委員会告示第 6 号

熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）第 16 条第 1 項の規定により熊本県営八代運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営八代運動公園	熊本市大窪四丁目 2 番 4 号	熊本利水工業株式会社 代表取締役 前田和幸	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

熊本県教育委員会告示第 7 号

熊本県総合射撃場条例（平成 10 年熊本県条例第 26 号）第 10 条第 1 項の規定により熊本県総合射撃場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合射撃場	熊本市平山町 277 6 番地	財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ（株）グループ 代表者 財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 中村和道	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育委員会規則第 2 号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則（熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第 1 条 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則（昭和 36 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 本庁の項中「総括教育審議員」を「総括審議員」に、「首席教育審議員」を「首席審議員」に、「高校整備政策監」を「政策監」に、「教育審議員」を「審議員」に改める。

- 別表第5生涯学習事務所の項中「生涯学習審議員」を「審議員」に改める。
(熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則の一部改正)
- 第2条 熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則(昭和59年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
1 及び2中「総括教育審議員」を「総括審議員」に改める。
(熊本県立教育センター規則の一部改正)
- 第3条 熊本県立教育センター規則(昭和46年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改める。
第5条第1表中「教育審議員」を「審議員」に改める。
第6条第3項中「教育審議員」を「審議員」に改める。
(熊本県立学校管理規則の一部改正)
- 第4条 熊本県立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改める。
第13条(見出しを含む。)中「教育審議員」を「審議員」に改める。
(熊本県立美術館条例施行規則の一部改正)
- 第5条 熊本県立美術館条例施行規則(平成22年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改める。
第4条第1表中「教育審議員」を「審議員」に改める。
第5条第3項中「教育審議員」を「審議員」に改める。
(熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正)
- 第6条 熊本県立装飾古墳館条例施行規則(平成3年教育委員会規則第20号)の一部を次のように改める。
第4条第1表中「教育審議員」を削る。
第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。
(熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部改正)
- 第7条 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則(昭和45年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改める。
別表第1中「教育審議員」を「審議員」に改める。
附 則
1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現に首席教育審議員を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって首席審議員に命ぜられ、現に勤務している機関に勤務を命ぜられたものとする。
3 この規則の施行の際現に高校整備政策監を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって政策監に命ぜられ、現に勤務している機関に勤務を命ぜられたものとする。
4 この規則の施行の際現に生涯学習審議員又は教育審議員を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって審議員に命ぜられ、現に勤務している機関に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県教育委員会訓令第4号

本 庁 各 課 (室)
各 地 方 機 関

熊本県生涯学習事務所处務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県生涯学習事務所处務規程の一部を改正する訓令
熊本県生涯学習事務所处務規程(平成14年熊本県教育委員会訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2表中「生涯学習審議員」を「審議員」に改める。

第4条第3項中「生涯学習審議員」を「審議員」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第5号

本 庁 各 課 (室)
各 地 方 機 関

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会電子署名規程(平成17年熊本県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

表中欄「(総室・室・センター)」を「(センター)」に改める。

附 則
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第6号

本 庁 各 課 (室)
各 地 方 機 関

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子
熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁文書規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第50号）の一部を次のよう
に改正する。
第2条第8号中「熊本県総務部県政情報文書課長」を「熊本県総務部文書私学局県政情
報文書課長」に改める。

附 則
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第7号

本 庁 各 課 (室)
各 地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子
熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁処務規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号）の一部を次のよう
に改正する。
第4条第2項中「総括教育審議員」を「総括審議員」に改め、同条第3項中「首席教育
審議員」を「首席審議員」に改め、同条第4項中「高校整備政策監」を「政策監」に改め、
同条第6項中「教育審議員」を「審議員」に改める。
第5条第2項中「総括教育審議員」を「総括審議員」に改め、同条第3項中「首席教育
審議員」を「首席審議員」に改め、同条第5項中「高校整備政策監」を「政策監」に改め、
同条第7項中「教育審議員」を「審議員」に改める。
別表第1（第3条関係）中

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">学校人 事課</td> <td>総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班</td> </tr> </table>	学校人 事課	総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">学校人 事課</td> <td>総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班 教員免許制度班</td> </tr> </table>	学校人 事課	総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班 教員免許制度班	に、
学校人 事課	総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班							
学校人 事課	総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班 教員免許制度班							

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">文化課</td> <td>文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係 世界遺産登録推進班</td> </tr> </table>	文化課	文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係 世界遺産登録推進班	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">文化課</td> <td>文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係</td> </tr> </table>	文化課	文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係	に改める。
文化課	文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係 世界遺産登録推進班							
文化課	文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係							

別表第4（第6条、第8条関係）中

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">教育 政 策 課</td> <td style="width: 10%;">7 教育庁等の職員 の給与その他の 勤務条件に関す ること。</td> </tr> </table>	教育 政 策 課	7 教育庁等の職員 の給与その他の 勤務条件に関す ること。	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 昇格及び昇給の 発令に関するこ と</td> <td style="width: 10%;">1 電子計算組織 に係る給与の 支出命令に関 すること。 2 管理職員特別</td> </tr> </table>	1 昇格及び昇給の 発令に関するこ と	1 電子計算組織 に係る給与の 支出命令に関 すること。 2 管理職員特別	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 給与基 本資料 報告を すること</td> </tr> </table>	1 給与基 本資料 報告を すること
教育 政 策 課	7 教育庁等の職員 の給与その他の 勤務条件に関す ること。									
1 昇格及び昇給の 発令に関するこ と	1 電子計算組織 に係る給与の 支出命令に関 すること。 2 管理職員特別									
1 給与基 本資料 報告を すること										

				勤務手当の決定に関する事 と。	
--	--	--	--	--------------------	--

「

教 育 政 策 課	7 教育庁等の職 員の勤務条件 に関する事。				
-----------------------	------------------------------	--	--	--	--

」

に改め、教育政策課の部中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、10 の項から 26 の項ま
でを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 4（第 6 条、第 8 条関係）中

「

学 校 人 事 課	3 学校職員（臨 時的任用職員を 含む。）の給与 その他の勤務条 件に関する事。	1 昇格及び昇 給の発令に関 する事。		1 給与支払に 関する事。 2 調整額の発 令に関する事 と。 3 電子計算組 織に係る給与 の支出命令に 関する事。 4 社会保険資 格の得喪等の 手続、保険料 の支払及び離 職票の発行に 関する事。	を
	4 児童手当に関 する事。 （県費負担教職 員に限る。）			1 児童手当法 （昭和 46 年法 律第 73 号）第 1 4 条及び第 17 条の規定に基 づく児童手当 の不正利得の 徴収をする事 と。 2 同法第 26 条 第 2 項の規定 に基づく届出 等を処理する 事と。 3 同法第 29 条	

」

				の規定に基づ く報告をする こと。	
--	--	--	--	-------------------------	--

学 校 人 事 課	3 給与及び学校 職員（臨時的任 用を含む。）の 勤務条件に関す ること。	1 昇格及び昇 給の発令に関 すること。		1 給与支払に 関すること。 2 管理職員特 別勤務手当の 決定に関する こと。 3 調整額の発 令に関するこ と。 4 電子計算組 織に係る給与 の支出命令に 関すること。 5 社会保険資 格の得喪等の 手続、保険料 の支払に関す ること。 6 雇用保険資 格の得喪等の 手続、保険料 の支払及び離 職票の発行に 関すること。	
	4 児童手当に関 すること。			1 児童手当法 （昭和46年法 律第73号）第1 4条及び第17 条の規定に基 づく児童手当 の不正利得の 徴収をすること。 2 同法第26条 第2項の規定 に基づく届出 等を処理する こと。 3 同法第29条 の規定に基づ く報告をする こと。	

に改め、学校人事課の部中 1 6 の項を 1 7 の項とし、5 の項から 1 5 の項までを 1 項ずつ
繰り下げ、4 の項の次に次のように加える。

学 校 人 事 課	5 子ども手当に 関すること。			1 平成22年度 における子ど も手当の支給 に関する法律 (平成22年法 律第19号)第1 6条第1項の規 定により読み 替えて適用さ れる第6条第1 項、第7条及 び第13条の規 定に基づく子 ども手当の認 定及び支給並 びに不正利得 の徴収をする こと。 2 同法第27条 第2項の規定 に基づく届出 等を処理する こと。 3 同法第30条 の規定に基づ く報告をする こと。	
-----------------------	--------------------	--	--	---	--

別表第 4 (第 6 条、第 8 条関係) 文化課の部中 1 0 の項を削る。

附 則
この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 8 号

本 庁 各 課 (室)
各 地 方 機 関

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育事務所処務規程 (昭和 3 6 年熊本県教育委員会訓令第 4 9 号) の一部を次の
ように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号中「管理課」の次に「(鹿本教育事務所を除く。)」を加える。
第 4 条中「管理課」の次に「(鹿本教育事務所にあつては指導課の分掌事務を含む。)」
を加え、同条第 5 号中「教育予算の執行に関する事」の次に「(菊池教育事務所にあつ
ては鹿本教育事務所に関する事、八代教育事務所にあつては芦北教育事務所に関する
事を含む。)」を加える。

附 則
この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。